

# 都市における農的空間の創出

---

国土交通省 都市局  
都市計画課

令和7年11月11日（火）

- 都市における緑地の保全・緑化の推進
- 低未利用地の有効活用、農的利用と居住が調和したまちづくり
- その他のトピックス

2027年国際園芸博覧会

GREEN×EXPO 2027が開催されます！

# 都市における緑の総合的な確保の推進

- 都市の緑について、都市の課題解決に向けて多様な機能を発揮するグリーンインフラとして活用し、官民連携により推進。
- 緑の基本計画に基づき、多様な事業手法・制度により、都市における緑の総合的な確保(緑地の保全、緑化の推進、都市公園の整備)を推進。

## 緑地の保全

### 都市に残る貴重な民有緑地の保全

- ◆ 特別緑地保全地区(都市緑地法)
- ◆ 生産緑地地区(生産緑地法)

等



特別緑地保全地区の例(京都市)

## 緑化の推進

### 民有地や公共公益施設等の緑化の推進

- ◆ 緑化地域(都市緑地法)
- ◆ 市民緑地認定制度(都市緑地法)

等



都市再開発における緑地空間の創出の例(千代田区)



生産緑地地区の例(練馬区)



建築物の屋上緑化の例(福岡市)

## 都市公園の整備

### 市街地等における新たな緑の拠点の創造

- ◆ 社会資本整備総合交付金(予算)
- ◆ 防災・安全交付金(予算)

等



都市公園の例(豊島区)



都市公園の例(横浜市)

# 都市農地の有する多様な機能



地元の新鮮な農産物を供給



近隣住民が農業に触れ合う場を提供



近隣小学校の食育の場として活用



まちなかの貴重な緑地として、  
良好な住環境の形成に寄与



雨水の保水やヒートアイランド現象  
の緩和など緑地機能を発揮



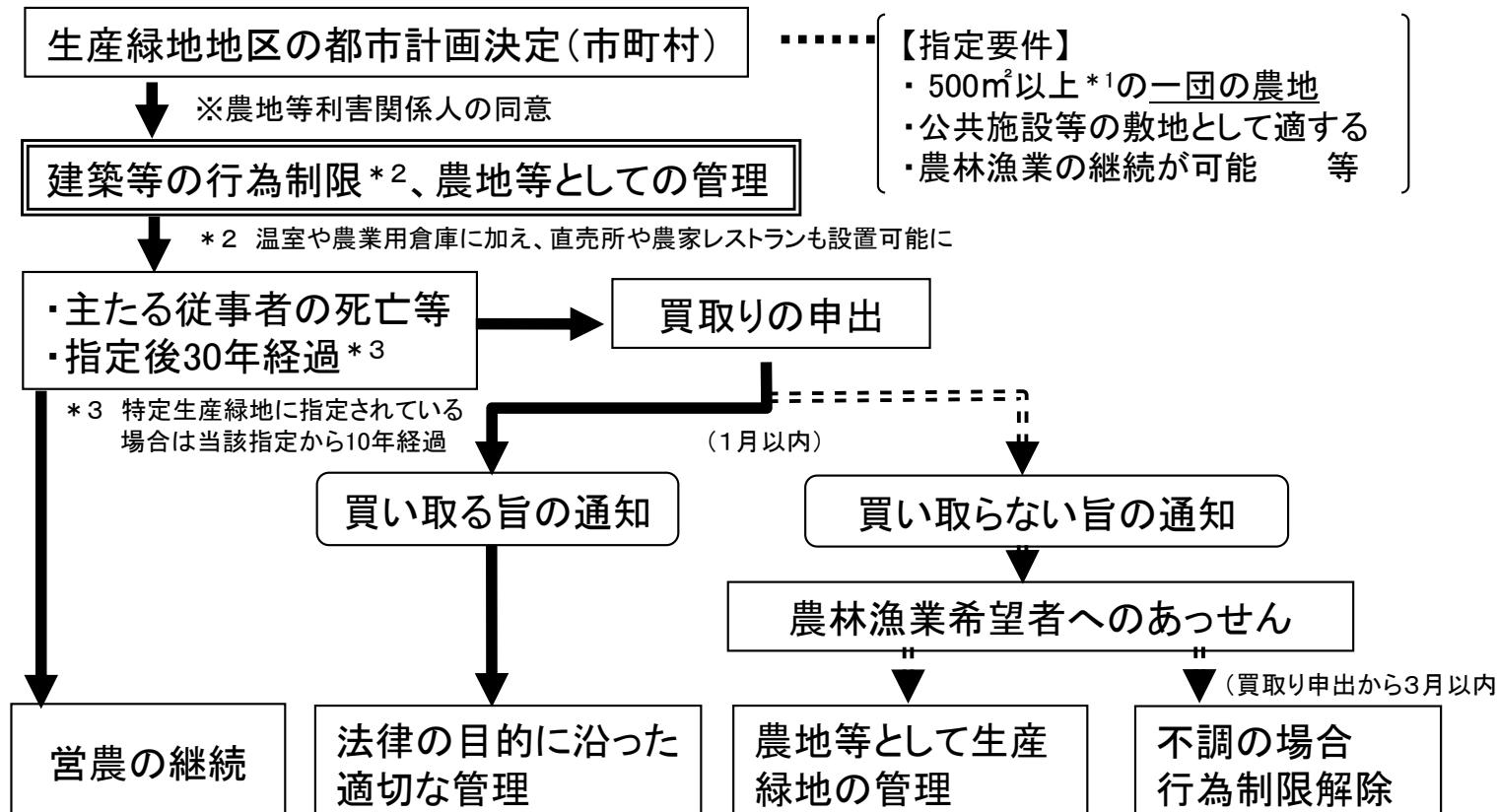
災害時に避難地等の  
防災空間として活用

## 生産緑地制度

- 市街化区域内の農地で、良好な生活環境の確保に効用があり、公共施設等の敷地として適している500m<sup>2</sup>以上<sup>\*1</sup>の農地を都市計画に定め、建築行為等を許可制により規制し、都市農地の計画的な保全を図る。
  - 市街化区域農地は宅地並み課税がされるのに対し、生産緑地は軽減措置が講じられている。

## ＜手続の流れ＞

\*1 市区町村が条例を定めれば、面積要件を300m<sup>2</sup>まで引き下げることが可能



## ＜実績＞

53,937地区、10,857ha  
(R6.12.31現在)

### ＜生産緑地地区の例＞



＜税制措置＞ 括弧書きは、三大都市圏特定市の市街化区域農地の税制

- ・ 固定資産税が農地課税（生産緑地以外は宅地並み課税）
  - ・ 相続税の納税猶予制度が適用（生産緑地以外は適用なし）

※特定生産緑地として指定されなかった場合等は適用なし



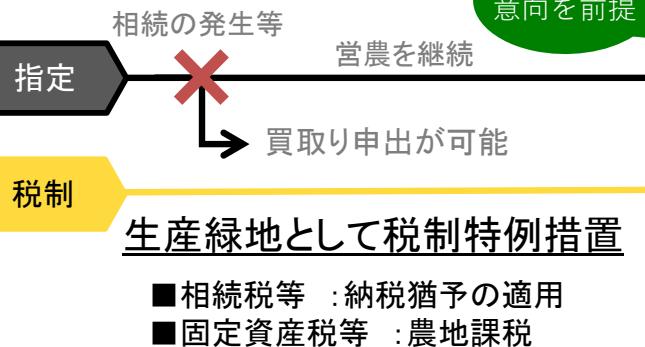
# 特定生産緑地制度

- ・生産緑地の所有者等の意向を基に、市町村は当該生産緑地を特定生産緑地として指定できる。
- ・指定された場合、買取り申出ができる時期は、「生産緑地地区の都市計画の告示日から30年経過後」から、10年延期される。10年経過後は、改めて所有者等の同意を得て、繰り返し10年の延長ができる。

## 特定生産緑地に指定する場合

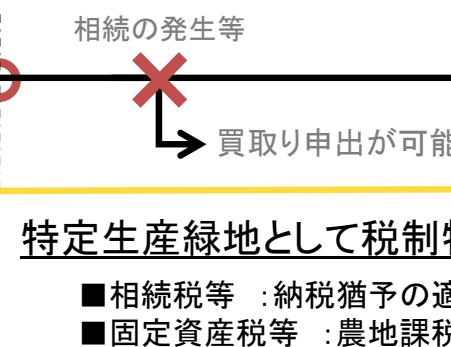
(H4)

都市生産緑地の地区告示の



(R4)

告示から30年経過



(R14)

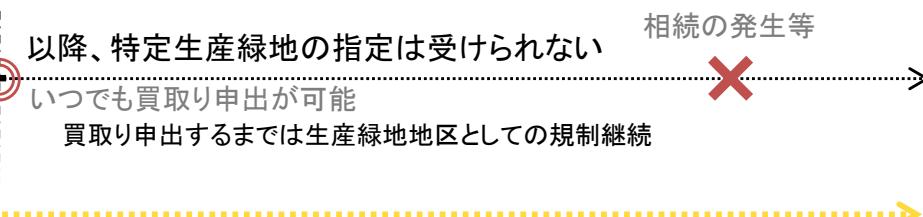
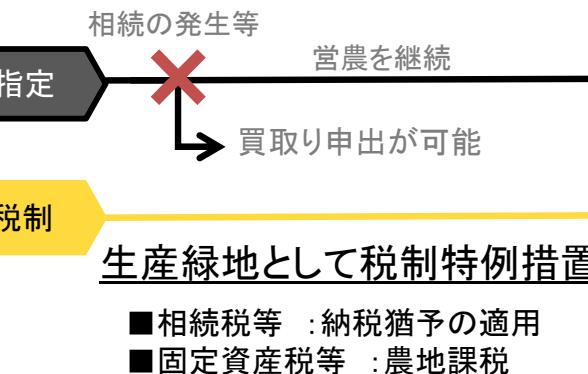
特定生産緑地の指定から10年経過

10年毎に更新可能

指定期限の延長の公示

## 特定生産緑地に指定しない場合

都市生産緑地の地区告示の



### 税制特例措置なし(激変緩和措置あり)

- 相続税等 : 次の相続における納税猶予の適用なし (Inheritance tax: Non-application of tax deferral for the next inheritance)**
- 激変緩和** **既に納税猶予を受けている場合、次の相続までは、現世代に限り猶予継続** (If tax deferral is already applied, it continues for the next inheritance, limited to the current generation)
- 固定資産税等 : 宅地並み課税 (Fixed asset tax: Taxation equivalent to residential land)**
- 激変緩和** **5年間、課税標準額に軽減率(1年目:0.2, 2年目:0.4, 3年目:0.6, 4年目:0.8)を乗じる** (Over 5 years, multiply the tax standard amount by a reduction rate (Year 1: 0.2, Year 2: 0.4, Year 3: 0.6, Year 4: 0.8))

# 地方都市における生産緑地制度導入に向けた手引き(R7.3策定)

- 国土交通省は、平成29年の生産緑地法等の改正に併せて、都市計画運用指針の改正を行い、三大都市圏特定市における生産緑地の追加指定を推奨するだけでなく、三大都市圏特定市以外の都市（地方都市）における生産緑地制度導入を呼びかけているところ。
- 地方都市における生産緑地制度の導入を促進するため、制度の概要やポイントを整理し、制度の導入による都市計画・農業振興上の意義・メリット、導入に向けた体制・手続きについて解説した手引きを令和7年3月に策定した。



## ■手引きの構成

### 第1章 手引き策定の背景と目的

- ・都市農地保全の基礎知識
- ・地方都市における生産緑地制度導入の背景・意義

### 第2章 地方都市における生産緑地制度導入の現状と課題

- ・地方都市における生産緑地制度導入の現状
- ・地方都市における生産緑地制度導入に当たっての課題と対応

### 第3章 地方都市における生産緑地制度導入の契機

- ・地方都市における生産緑地制度導入の契機について
- ・地方都市における生産緑地制度導入の契機ごとの事例の紹介
  - 都市計画の視点からの農地保全
  - 農業振興の視点からの農地保全

### 第4章 生産緑地制度導入に向けた体制・手続き

- ・関係部局の連携体制
- ・生産緑地制度を導入するための事務の流れ
- ・生産緑地制度を導入するための事務手続き
- ・生産緑地地区の指定要件の事例
- ・Q & A

# ■ 市民緑地認定制度

## 概要

- 都市部において、良好な都市環境の形成に不可欠な緑地・オープンスペースが未だ不足している地域が存在。
- 地方公共団体が用地取得し都市公園を整備することには限界がある一方で、都市内で使い道が失われた空き地等が増加。
- 市民緑地認定制度を創設し、NPO法人や企業等の民間主体が空き地等を活用して公園と同等の空間を創出する取組を促進。  
(市民緑地は、都市公園と同等の機能を果たすものとして、住民一人当たりの都市公園の敷地面積に算定可能)

## 市民緑地認定制度の創設

**概要** 空き地等を地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度を創設。

### 対象要件

- 対象区域  
緑化地域又は緑化重点地区内
- 設置管理主体  
民間主体(NPO法人、住民団体、企業等)

### 認定基準

- 周辺地域で良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足
- 面積  
300m<sup>2</sup>以上
- 緑化率  
20%以上
- 設置管理期間  
5年以上  
等

### 支援措置

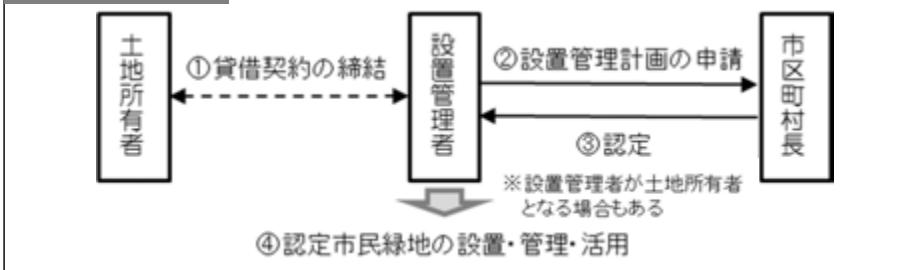
#### 税制

みどり法人が設置管理する認定市民緑地のうち一定の要件を満たす土地に係る**固定資産税・都市計画税の軽減**  
[3年間 原則1/3軽減(1/2~1/6で条例で規定)]  
※令和9年3月31までの時限措置

#### 予算

みどり法人又は都市再生推進法人が設置管理する認定市民緑地における**植栽、ベンチ等の施設整備に対する補助**  
(1/3負担) 【社交金:市民緑地等整備事業】

### 制度のフロー



# ■市民緑地認定制度の活用状況

## ■制度活用・検討状況 (R6.3.31時点)

### ○かしわ路地裏市民緑地(千葉県柏市) 約500m<sup>2</sup>

H29.9 NPO法人(urban design partners balloon)をみどり法人指定  
H29.11 市民緑地認定



かしわ路地裏市民緑地(千葉県柏市)

### ○紡ぐ広場(愛媛県西条市) 約4,000m<sup>2</sup>

H30.8 (株)アドバンテックをみどり法人指定  
H30.10 市民緑地認定

### ○ノリタケの森(愛知県名古屋市) 約21,300m<sup>2</sup>

H30.11 株式会社ノリタケカンパニーリミテドをみどり法人指定  
H30.12 市民緑地認定

### ○ソシエルみどりの ファームプレイス (茨城県つくば市) 約470m<sup>2</sup>

H31.2 市民緑地認定  
R1.12 (株)プレイスメイキング研究所をみどり法人指定

### ○ミズノスポーツプラザ神戸和田岬市民緑地(兵庫県神戸市) 約1,100m<sup>2</sup>

H31.3 ミズノスポーツサービス(株)をみどり法人指定 市民緑地認定

### ○一号館広場 (東京都千代田区) 約3,200m<sup>2</sup>

R1.12 三菱地所(株)をみどり法人指定、市民緑地認定

### ○神田スクエア広場 (東京都千代田区) 約4,900m<sup>2</sup>

R3.3 住友商事をみどり法人指定、市民緑地認定

### ○ホトリア広場 (東京都千代田区) 約2,000m<sup>2</sup>

R3.3 三菱地所(株)をみどり法人指定、市民緑地認定

### ○たもんじ交流農園 (東京都墨田区) 約700m<sup>2</sup>

R4.12 NPO法人寺島・玉ノ井まちづくり協議会をみどり法人に指定、市民緑地認定



たもんじ交流農園 (東京都墨田区)

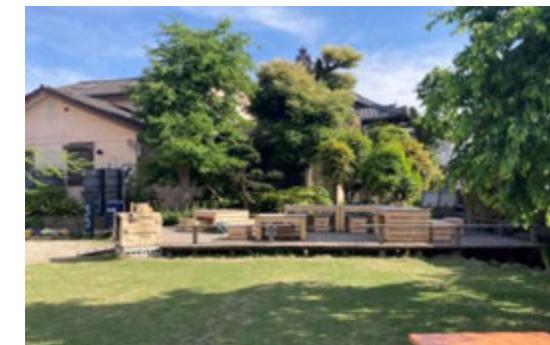
## たもんじ交流農園の概要

- 臨時駐車場として利用されていた寺院の土地に、NPO法人寺島・玉ノ井まちづくり協議会が、地域住民が利用できる広場やコミュニティーガーデンを開設。
- 地域の伝統野菜（江戸野菜）「寺島なす」の栽培や収穫イベント等が行われている。
- 市民緑地認定までの主な流れ
  - ・NPO法人寺島・玉ノ井まちづくり協議会が敷地での整備等の活動を開始（平成29年～）
  - ・墨田区が緑の基本計画を改定し、区域全体を緑化重点地区に位置付け（令和4年3月）
  - ・墨田区がNPO法人寺島・玉ノ井まちづくり協議会をみどり法人に指定（令和4年12月）
  - ・市民緑地設置管理計画の認定（令和4年12月）

認定内容	
名称	たもんじ交流農園
場所	東京都墨田区
土地所有者	宗教法人
設置管理主体	NPO法人寺島・玉ノ井まちづくり協議会 ※R4.12 みどり法人の指定
設置管理計画	R4.12.23 認定
面積	約700m <sup>2</sup>
管理期間	5年間
固定資産税等の特例措置	1/2 減免（3年間）



従前の土地利用状況



- 暫定利用を前提に住民主体で空間を半公共的に活用する「カシニワ制度」では、広場・緑地としての利用のみならず、野菜市や移動販売などの多面的利用もみられ、地域に不足する生活サービス（子育て、福祉、介護予防、保健など）を補完する利活用可能性が示唆されている。

### 事例:「カシニワ制度」(千葉県柏市)

- 市内に発生する低未利用地を、住民の力で維持・管理する活動をサポートする取組として平成22年度より開始された。
  - 土地所有者と使い手をマッチングする「カシニワ情報バンク」、一般公開可能な個人・地域の庭を登録する「カシニワ公開」、緑の空間の使い方等を紹介する「カシニワ・スタイル」により構成される。
  - 暫定利用を前提に、住民主体で空間を半公共的に活用する仕組みが特徴くなっている。



## 情報バンクの仕組み



## 地域の庭



## 地域の庭での朝市



## 地域の庭での団らん

## 【効果】地域に不足する生活サービスの補完可能性

- 「カシニワ」の多面的利用の形態の一つとして、野菜市や移動販売の実施が把握されている。また、社会実験として出前保育(保育園の子育て支援サービス)を実施したところ、歩いて行ける範囲内にサービスが提供されることの重要性が確認された。
  - 子育て、福祉や介護予防、保健など、地域に不足するサービスを補う一つの方法として、低未利用地の利活用可能性があることに加え、多様な主体が各々メリットを享受しつつサービスを提供することで、結果として緑地として維持される効果が示唆された。



(出典:国土交通省都市局「平成27年度集約型都市形成のための計画的な緑地環境形成実証調査「市民による低未利用地等の活用における持続的なマネジメントに関する実証調査(柏市カシニワ推進協議会)」報告書」)

- 大阪市北加賀屋では、少子高齢化や空き地・空き家の増加、コミュニティの希薄化への対応として、NPO法人が主体となり、空き地を活用した貸農園、レンタルスペースサービス等を実施している。
- 効果の一つとして、**小規模な空間ではあるものの農地として利用していることで、チョウ類、カメムシ等の繁殖、昆虫類の採餌に飛来するハクセキレイ、スズメ等の鳥類の飛来がみられ、生物生息空間としての高いポテンシャルを有している**ことが示唆されている。

## 事例:「みんなのうえん」(大阪市)

- 少子高齢化や空き地・空き家の増加、コミュニティの希薄化への対応として、平成23年より、住宅地に発生した空き地を活用して、NPO法人Co. to. hanaが、農園やそれに付帯する集会所やキッチンをつくり、貸し農園やイベント開催、レンタルスペースサービス等を行う「みんなのうえん」の取組を実施。
- 取組の効果として、農とのふれあいを求める住民ニーズの充足、多様な生態系の構築、活動経験者が近隣の空き地を利活用する取組への波及効果などが確認されている。



(画像出典:NPO法人Co. to. hana HP)

## 【効果】生物生息空間としての高いポテンシャル

- 秋季・冬季の現地調査により、「みんなのうえん」において鳥類8種、昆虫類30種、植物48種を確認。
- 生物に詳しい利用者へのヒアリング調査から、トンボ類、ニホントカゲ等の確認情報も寄せられている。
- 鳥類は採餌場所として利用し、昆虫類の多くは繁殖している可能性が高い。

### ■確認された生きもの情報と侵入経路(推定)

分類群	種名	侵入経路(推定)	生きものの利用について
鳥類	ショウビタキ ハクセキレイ スズメ ドリ	多岐として住民から採集 周辺地域中耕作地などから 採集	「みんなのうえん」を採餌場所として利用している。ハクセキレイ等は周囲で繁殖している可能性がある。
昆虫類	アゲハ セミ カブト シジミ	いざれも「うえん」への 侵入は確認されていない が、周辺では宿場などを行 っている。	いざれも「うえん」に採入 し採集などを行っている可 能性がある。
植物	モンシロチョウ セイントリニ ホリキコロウ オニババタ アズチヨリヅハコ ゴヤウラン ナナカマドシントク ヒヌカズロコントク ウラボシシジミ ヒメアガツナハ ヒツジロハオミムシ セビヒタチヤガタムシ ヒツヅガタムシ サザカメムシ セルワカガタムシ トサトキリゴミムシ マルガタゴミムシ ナガツムカゲミムシ カクスコモタムシ セカクサキモタムシ アカアシヤセドボウキ トビロコワアリ クロゴキブリ	繁殖力が弱く、ごく弱い周 辺の耕作地や野原などから 飛来したが、作物などに付 いて飛来したと思われる。	いざれも「うえん」の作物を採集な どの行動を含めて、この周辺で繁殖が 確認されているら確実と思われる。
			作物や草木を幼虫がアブラムシ類を食 て、ここで繁殖していると思われる。
			飛行力が弱く、適方から飛 来した可能性がある。
			「うえん」には食害がほとんど無 く、ここで繁殖は難しい。
			肉食または植食性の種類で、ここでは 個体数が多く、ここで繁殖している可 能性が高いう。
			植物の種子などを食べる種類で、ここ で繁殖している可能性が高い。
			植食性。巣は地中に作られる。 住宅でも耕作地でも生息が可能。

(出典:国土交通省都市局「H28年度都市と農・緑が共生するまちづくりに関する調査 都市部未利用地のコミュニティ農園的活用方策検討調査報告書」)

# 農的利用と居住が調和したまちづくりの促進

- 果樹園・菜園として利用できる占有空間や共同利用地を予め設けることで、緑や自然と調和した住環境を積極的に創出する宅地開発を進め、良好かつ付加価値のある住環境を形成。

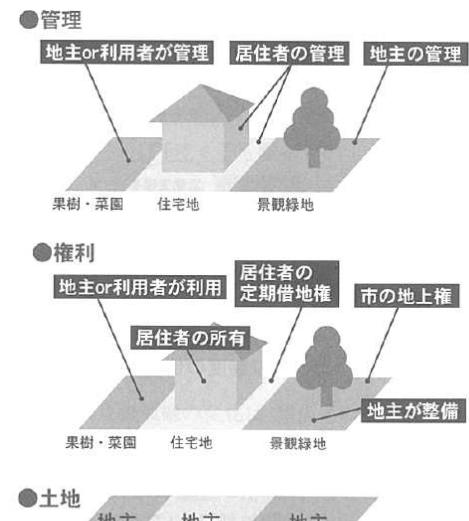
## 【事例】中根・金田台（茨城県つくば市）

- つくば市中根・金田台では、住宅地、果樹・菜園には定期借地権を設定し、土地所有者の所有権を残したまま、居住者に借地する手法を用いて、景観緑地「緑」、広々とした住宅地「住」、果樹園や菜園として利用できる農地「農」が一体となった大規模宅地である「緑住農一体型住宅地」を核としたまちづくりを実施。



中根・金田台

(出典) つくば市 H P  
<http://www.city.tsukuba.lg.jp/jigyosha/machina/mi/ensen/1005036.html>)



緑地の管理・権利・土地所有の関係

(出典) 横張・雨宮・寺田 (2011) : 暫定性を基調とした民有緑地整備の可能性. 新都市, 65(9), 8-11.

## 【事例】「豊かな暮らし空間創生住宅地」認定制度（静岡県）

- コモンスペースの確保、壁面後退、庭の緑化、良好な住環境を維持するための組織設置等、一定の要件を満たし、新規に分譲される自然と調和するゆとりある住宅地を「豊かな暮らし空間創生住宅地」として認定。
- 県は、認定基準を満たす住宅地の開発における公共施設部分（道路、公園等）の整備を補助（補助率1/2、最大1千万円）



暮らし空間のイメージ図

(出典) 静岡県 H P



認定住宅地の例（静岡県小川町）

(出典) 静岡県 H P

# 農的利用を取り入れた住宅地

## サンライズフレア農園（大阪府豊中市）

築20年のマンションオーナーがNPO等と協働し、マンションの駐車場に農園を整備。マンションに新たな価値を生み出すとともに、イベントを通じて住民同士や地域住民との交流を促進。

事例名	サンライズフレア農園							
課題・背景	若年層の車の所有率が低下し、駐車場の需要が低下しつつある。							
重要Point	広報 人材 多角化 仕掛け 連携 需要が低下した駐車場を菜園化し、不動産価値を高める。							
活用前の土地利用	農地 空地 跡地 予定 敷地 駐車場の一部							
制度	有り 無し 実験							
運営主体等	行政 ★市民 事業 学校 他 市民：マンションオーナー、NPO法人 Co.to.hana 事業者：喫茶ビーコック 上芝英司氏、アルブスホーム							
施設・設備	営農 区画 団体 共同 花壇 広場 樹林 会議 飲食							
機能	農保 人材 理解 防災 景観 コミ レク							
市町村名	大阪府豊中市							
取組期間	平成29（2017）年～							
土地所有	民有地							
面積	約30m <sup>2</sup> （約3m×10区画）							
事業概要	築20年のマンションオーナーは、コミュニティ農園づくりに携わるNPO等と協働し、需要が低下しつつあるマンションの駐車場の一部のアスファルトを剥がして農園を整備し、“農園つきマンション”として住民に貸出すことでマンションに新たな価値を生み出すとともに、住民同士の交流を生み出すきっかけをつくる。							
行政の関与	-							



### 取組段階ごとの実施内容

#### ■計画段階

築20年のマンション「サンライズ・フレア」は、若年層の車の所有率減少に伴い、需要が低下しつつあった。このため、マンションオーナーは他メンバーと共に駐車場の一部のアスファルトを剥がし農園を整備することで、マンションに新たな価値を生み出すとともに、農園を通して入居者同士や地域との交流のきっかけをつくれないか考えた。

#### □実行段階

NPO法人 Co.to.hana（以下、コトハナ）が駐車場の一部を農園へリニューアルし、マンションオーナー、コトハナ、喫茶ビーコック上芝英司氏、不動産管理会社アルブスホームが協議しながら農園つきマンションをどう盛り上げていくか考えた。コトハナは「北加賀屋みんなのうえん」等のコミュニティ農園をプロデュースしており、サンライズフレア農園においても設計、ディレクション、コミュニティづくり活動のサポートを行っていたことからこのノウハウを活用した。上芝氏がマンションの管理人となり、農園の情報発信やイベント企画等を行っており、マンションの一室をみんなが使えるスペースとして活用し、食や農のイベントを開催している。

#### □継続段階

農園はイベントを通じて住民だけでなく、地域の方も集まる場所となっている。



写真出典：PEACOCK64 H.P.

### 備考

月5,000円の利用料を徴収して運営。利用料には農具の貸出しや水道の利用も含む。

【凡例】濃い塗りつぶし箇所：当該事例が主に該当する区分（運営主体等の欄においては運営主体）  
枠線箇所：当該事例で一部、部分的に該当する区分（運営主体等の欄においては関係団体）  
★取組を企画した主体 ■：特に重要な段階

【Point】駐車場の菜園化で住民交流を促進！

# ビルの屋上に開設された農的空間

部門：都市空間部門

その他  
関連部門  
総合・減災部門  
生活空間部門  
生態系保全部門第3回グリーンインフラ大賞 優秀賞 部門:都市空間部門 Edible KAYABAEN project  
<https://green-infra-pdf.s3.ap-northeast-1.amazonaws.com/poster3-3.pdf>

## Edible KAYABAEN project



### 工夫した点

#### 校庭里園から始まった「食育」革命 「エディブルスクールヤード」との協働

「すべての子どもたちに学校菜園を」を合言葉に活動するエディブル・スクールヤード・ジャパンと共に食育菜園を計画。菜園を学びの場（教室）に変え、子どもたちのこころと手（体）、頭（考える）をつなぎ食を通じて自然界といのちのつながりを体験的に学ぶエディブル教育を本PJに取り込みました。

#### バーマカルチャーの先導者、 フィル・キャッシュマン氏のデザイン

計画スタート時からバーマカルチャー（持続可能な農業と文化）の専門家であるフィル・キャッシュマン氏とこの場の目標す未来、それを実現する空間のデザイン、場の活用方法まで、共に検討を進めました。それにより、チームビルディングの段階から課題に対して本質的なデザインとプログラムを計画しました。

#### 「誰もが“農場所”を持つ街を目指した再開発でビルの屋上を活用

本PJは、「日本橋茅場町・兜町再活性プロジェクト」の一環としてうまれました。渋沢栄一がこの地に銀行・証券の堤を築いて150年。投資と成長を金融だけでなく未来を担う子どもたちにも、と考え計画しました。また中央区の課題である緑あるまちづくりに貢献する目的で、ユニバーサル園芸社と共に、ビルの屋上を食べられる庭に変化させました。

### 取組の位置



### 地域課題・目的

#### 【地域課題】

- ・共同住宅（マンション）に暮らす世帯の割合が90%で23区内1位、緑被率は23区内最下位の23位
- ▶多くの住民がマンション住まい、緑豊かな屋外空間が非常に少ない、持続可能な都市緑化の提案が必要
- ・フルタイム働き世帯54.5%、6歳未満の子どもがいる家庭の97.1%が核家族、親に代わって子どもを見てくれる人がいない世帯28.7%、学童クラブ待機率25.8%
- ▶兜町の住民異常高齢化が高く、子どもたちの自室・学校以外の居場所のニーズが高いが対応しきれていない
- ・緑豊かな屋外公園の不足、COVID-19の影響もあり交流の機会が失われている状態
- ・合計特殊出生率23区内1位、人口の急増（2016年14万人→2022年17万人）、不登校率中学生4.53%（全国3.94%）
- ▶人口急増に伴うコミュニティの希薄化が進み、居場所の提供と共にコミュニティの活性化が必要とされている

#### 【目的】

- ▶マンションやビルが多いエリアで屋上を利用した食べられる都市緑化のモデルを作り持続可能な緑豊かな街づくりを実現
- ▶子育て家族の中で実現させるのではなく、地域で担い、子どもを中心に関心、地域がつながり合うコミュニティを形成
- ▶ビルの屋上空間で「食と農」という学びを通じ、持続可能な未来に向けて、生きる力を育む人材育成を実現

### 取組内容

#### Edible KAYABAENのオープンとプログラムの実施

日本橋茅場町において、食農体験を通じた誰もがつながりができる場、楽しめる場、食卓を囲める場、教育が受けられる場、そして居場所をもつて居るようEdible（食べられる）KAYABAEN（茅場町）ENI（えん：円、緑、窓、園）という名前にその想いを込めて計画・施工。中央区の課題解決や目標すまちづくりに沿った、環境整備とプログラムの提供、コミュニティの形成を行っています。



### 取組効果

#### ■新たな緑化公園スペースの創出



約600m<sup>2</sup>の食べられる緑化空間を計画し、アーバンファーミングを実践することで都市のアメニティ向上に寄与

#### ■中央区の子供たちの新たな食の学びと居場所づくりへの貢献



2022年5月からスタートした計10回の食農体験イベントに100名以上の子どもたちが参加し収穫や料理を体験

#### ■地域のコミュニティ形成の場の創出



日本橋エリアの地域団体（日本橋七の部連合会、日本橋いの会）とオープンガーデンイベントを実施し町のシンボルとなるような場づくりについての意見交換会を実施

### 今後期待される効果

#### 教育機関との協働

教育として「食と農」へ投資する立場にしていくには意欲だけでなくエビデンスが重要。また都市部の自然の不足、コロナ禍の影響もあり子どもたちへの精神的影響は大きく深刻化。ガーデンセセッションという手筋で都市部の健やかなライフスタイル構築に向け教育機関との協働を実現。



#### 地域外の皆さま

活動に共感し支援したいと思ってくださる方との関わり

#### 地域飲食店との連携

店舗でたたずみをガーデン内のコンボトより地元化し再活用。またFARM TO TABLEイベントの共同開催。

### 今後の展望

都市の学べる&食べられる緑化のモデルガーデンへ

Edible KAYABAENは始まったばかりの、可能性に溢れたガーデンです。そして場のデザイン、そして場活用においてバーマカルチャーやエディブル教育の内容を踏まえてつくりました。ハード+ソフト両面において今後のアーバンファーミングや教育としての屋上菜園の利用におけるモデルとなるガーデンになる場所です。まずはこの地で、エリアの皆さんを巻き込み子どもたちを中心に誰もがつながれる場づくりを行っていきます。

#### 地元小学校との連携

地元小学校と協働し、授業の一貫としての「食育菜園」体験の提供

#### 地域企業の皆さまとの協働

近隣企業の活動支援による必要資材の提供や福利厚生としてのプログラム提供

#### 町会、地域団体とのコミュニティ形成

地域の住民団体との連携によるコミュニティ形成

# みどりを活かした線路跡地のまちづくり

部門：生活空間部門

その他  
関連部門国土交通省  
関連部門国土交通省  
関連部門

第3回グリーンインフラ大賞 国土交通大臣賞 部門：生活空間部門 小田急線一部利用施設等のグリーンインフラの取組み  
<https://green-infra-pdf.s3.ap-northeast-1.amazonaws.com/poster2-1.pdf>

## 小田急線一部利用施設等のグリーンインフラの取組み



### 取組の位置



### 地域課題・目的

#### 【地域課題】

- 小田急小田原線と京王井の頭線の交通結節点である下北沢駅とその周辺は、駅を中心とした周辺の急速な商業化、宅地化により、道路が狭く消防・救急活動に支障をきたしていた。また、みどりの不足、踏切遮断による交通渋滞の発生、線路による街の分断、駅間の人の移動が不便、幼児・児童向けの遊び場の不足といった課題があった。

#### 【目的】

- 小田急小田原線（代々木上原駅～梅ヶ丘駅間）の地下化により東北沢、下北沢、世田谷代田の3駅間の線路跡地の一部を公共施設として活用するとともに、区民の参加と協働による総合的・計画的な市街地整備を推進し、防災・減災・みどりの機能が充実した魅力ある街づくりを目指す。

### 取組内容

- 線路跡地について、区民参加によるワークショップにより「デザインガイド」を作り、みどりが醸し出す潤いを感じられる施設を整備した。
- 区民との情報共有・意見交換を継続させながら世田谷区と鉄道事業者が連携し、3駅間をつなぐみどりの通路、広場などを整備した。
- 整備による街の変化に伴い「街の魅力」を高める活動を地域の様々な人々が検討し、取り組める仕組みを作った。



### 工夫した点

- 線路跡地の整備にあたって街の課題解決と住民の街づくりへの思いを反映させるため、平成26年からワークショップ、オープンハウス、アイディア募集を行った。住民、事業者を巻き込んで議論を重ね、地域の個性を活かしながら秩序ある連続した空間づくりに向けて「北沢デザインガイド」を策定し整備を進めた。
- 花や紅葉等で季節の変化を感じさせ、多様な樹種・植栽を選定するとともに、地域住民や鉄道事業者と連携し、地域に親しまれる連続したみどりの空間を創出した。
- 商業施設が建ち並ぶ区間の通路には、水やりなどの管理も見据えて鉄道事業者と連携しプランターによる樹木を配置し、みどりの空間を創出した。
- 世田谷代田駅前広場には地元の伝承・歴史を取り入れて巨人の足あとを地域のシンボルとして整備した。透水性舗装や、雨水貯留型ブロック舗装を採用して下水道への流入負荷を軽減させる機能を持たせた。
- 雨庭のある広場には、傾斜地形を活かして降雨時に水の移ろいを楽しめる「雨庭」をはじめ、木陰をつくる植栽やくつろげる芝生広場、幼児・児童向けの遊具などを配置し、良好でみどり豊かな環境を創出した。
- 区民の方々がグリーンインフラや雨水利用等を体系的に学び、自分でも実践できる「雨庭」をデザイン、手作りする「世田谷グリーンインフラ学校」を開催し、区内へグリーンインフラを普及促進した。



### 今後期待される効果

- 3駅間をつなぐ線路跡地整備により街がつながり、それぞれの街の魅力が結び付き、人の流れの広がりや、良好な生活空間の形成が期待される。
- 雨庭のある広場の「芝生広場」や「雨庭」は、近隣住民の憩いの場、子どもたちの遊び場として利用が期待される。
- 住民参加による植栽の維持管理は、より豊かなみどりを生み出し、憩いの場を醸成する。
- 透水性舗装や連続する緑地は雨水の流域対策に寄与する。



### 今後の展望

- 駅前広場の活用やみどりの維持管理、防災・減災など街のマネジメントについて住民自治の広がりが期待される。
- 本整備を模範とし、区内でのグリーンインフラの取組みを広げていく。



# 生産緑地を活用した都市公園等の整備

## 杉並区立成田西ふれあい農業公園（東京都杉並区）

買取申出のあった生産緑地を区が取得し、農業公園を整備。「農にふれあう講座」の受講修了生が農業公園のイベントや農作業等の補助を行う「農業公園サポーター事業」を創設し、人材育成も図る。

事例名	杉並区立成田西ふれあい農業公園							
課題・背景	農家による体験型農園として長年親しまれた農園について、園主の死去により生産緑地の買取申出が発生した。							
重要 Point	広報 人材 多角化 仕掛け 連携 農業公園サポーター事業により農業公園での人材育成に取り組む。							
活用前の土地利用	農地 空地 跡地 予定 敷地 農家による体験型農園							
制度	有り 無し 実験							
運営主体等	★行政 市民 事業 学校 他 行政：杉並区みどり公園課（整備）・産業振興センター（管理運営） 市民：共同事業体すぎなみ農業ふれあい村							
施設・設備	営農 区画 団体 共同 花壇 広場 樹林 会議 飲食							
機能	農保 人材 理解 防災 景観 コミ レク							
市町村名	東京都杉並区							
取組期間	平成 28(2016)年～							
土地所有	公有地							
面積	約 4,437 m <sup>2</sup>							
事業概要	杉並区は、農家による体験型農園として長年区民に親しまれた生産緑地の買取申出を受け、これまでの活用状況等を踏まえて農業公園を整備した。農業公園では区の委託事業により共同事業体すぎなみ農業ふれあい村が各種プログラムを実施しながら、講座の受講修了生を対象に継続的に公園での農作業や運営に関わる人材を育てる。							
行政の関与	区は農業公園の整備・管理運営（管理運営は、共同事業体すぎなみ農業ふれあい村に委託）を担う。 区の申請に基づき東京都が荻窪一丁目・成田西二・三丁目を「農の風景育成地区」に指定し、都と区が連携してまちづくりと連携しながら農の風景の保全・育成を図る。							



### 取組段階ごとの実施内容

#### □計画段階

平成 25 年まで農家による体験型農園として区民に親しまれた生産緑地について、園主の死去により買取申出があり、区はそれまでの体験農園的な利用に加え、より区民に開かれた農業公園を整備することとし、用地を取得した。平成 28 年に、区民が気軽に農に親しむ場として「成田西ふれあい農業公園」が開設された。

#### □実行段階

農業公園の管理運営は区の事業委託により、共同事業体すぎなみ農業ふれあい村が土づくりから収穫・調理までの通年プログラム（農にふれあう講座、子どものための農業体験教室）や季節のイベント（収穫体験や収穫祭）等の運営を行っている。

#### ■継続段階

農業公園周辺は「杉並区緑地保全方針」（平成 26 年 9 月）に示すモデル地区、東京都の「農の風景育成地区」であり、農業公園は屋敷林・農地保全の中核的な施設として農の魅力発信等を行う。また平成 30 年度に区は農にふれあう講座の受講修了生が農業公園でのイベントや農作業等の補助を行なながら継続的に農業公園に関わる「農業公園サポーター事業」を創設した。将来的にサポーターの中から新たな農業の担い手が生まれることが期待される。



写真出典：成田西ふれあい農業公園 HP

### 備考

区の事業費、社会資本整備総合交付金をもとに整備。共同事業体すぎなみ農業ふれあい村の取り組みの財源は区の事業委託費。

【凡例】濃い塗りつぶし箇所：当該事例が主に該当する区分（運営主体等の欄においては運営主体）  
枠線箇所：当該事例で一部、部分的に該当する区分（運営主体等の欄においては関係団体）  
★取組を企画した主体 ■：特に重要な段階

【Point】農にふれあう場として継続的に保全・活用！

# 2027年国際園芸博覧会 GREEN×EXPO 2027



特別仕様ナンバープレート



公式マスコットキャラクター  
「トゥンクトゥンク」

2027年国際園芸博覧会 パンフレット 2025年3月版

<https://a.msip.securewg.jp/doc/docview/viewer/docN290D5FAABC91adda0e43d61e11ebbaba916b1cb0dd876e8c1694492bb2ffe789e37ce4da40a9>

2027年国際園芸博覧会基本計画 Master Plan of the International Horticultural Expo 2027, Yokohama

<https://a.msip.securewg.jp/doc/docview/viewer/docN290D5FAABC910214020a0fbadd3a13fb1686cf55bd266536002482834a8dccdbe4f2339329cb>

# 2027年国際園芸博覧会 基本計画・概要版

花や緑との関わりを通じ、自然と共生した持続可能で幸福感が深まる社会の創造を提案、

横浜から明日に向けた友好と平和のメッセージを発信します。

## 開催趣旨・意義

### 国際園芸博覧会の趣旨

国際的な園芸・造園の振興や花と緑のあふれる暮らし、  
地域・経済の創造や社会的な課題解決等への貢献

### 時代認識

地球環境の課題：地球温暖化、生物多様性の損失、自然災害、感染症、食料危機等

### SDGsの達成に貢献し、その先の社会も見据えた日本モデルの提示 —実現に向けた取組の方向性—

Society5.0の展開

グリーンインフラの実装

花き園芸文化の振興等を通じた農業・農村の活性化

観光立国や地方創生の推進

### 日本・横浜発の「グリーンシティ」の発信提示

都市生活が自然とともにある未来を市民・民間企業・行政が共に考え、行動を起こし、アイデアを形にする取組を展開することにより、先導的な「グリーンシティ」を提示

### 花き園芸・造園・農の振興

花き園芸・造園・農の発展に向けた取組の加速化

日本の花き園芸文化・造園文化の再評価と発信

伝統的な花き園芸・造園技術の保全・継承

遺伝資源の保全

## 開催理念・テーマ

花や緑、農、食は、我々の命を支え、暮らしを支え、また、世代、民族を超えて人々に感動や笑顔をもたらしている。我々人類は、植物をはじめとした自然に生かされており、生命の潮流と循環の中で生きている。世界が経済的な豊かさを主体とした対比的な充足から、質的成熟社会への転換期にある中で、2027年に開催される本博覧会は、改めて植物の自然資本財としての多様な価値を再認識し、持続可能な未来と誰もが取り残されない社会の形成に活用するとともに、自然との共生や時間・空間を含めたシェアがもたらす幸福感を、新たな明日の風景として可視化していくことを目指すものである。

### テーマ 幸せを創る明日の風景 ～Scenery of the Future for Happiness～

#### サブテーマ

テーマ実現の切り口

自然との調和

緑や農による共生

新産業の創出

連携による解決

## 全体概要

名称：2027年国際園芸博覧会  
(International Horticultural Expo 2027, Yokohama, Japan)  
博覧会種別：A1（最上位）クラス（AIPH承認+BIE認定）  
開催場所：旧上瀬谷通信施設（神奈川県横浜市）  
開催期間：2027年3月19日（金曜日）～9月26日（日曜日）  
博覧会区域：約100ha（内、会場区域80ha）  
参加者数：1,500万人（地域連携やICT活用などの多様な参加形態を含む）  
(有料来場者数 1,000万人以上)

### <資金計画>

会場建設費 320億円  
(財源：国、地方公共団体、民間による負担)  
運営費 360億円  
(財源：入場料、営業権利金等)



## 横浜市・旧上瀬谷通信施設について

横浜市は、1859年に国際港として開港以降、園芸植物の玄関口となり、ユリを代表として数々の植物が海外へ輸出されるとともに、バラやチューリップなどの西洋の花の輸入の先駆けとなるなど、日本の花き貿易の先進地となり、我が国の優れた植物や園芸文化を発信し続けてきました。

会場は横浜市の郊外部（旭区・瀬谷区）に位置する旧上瀬谷通信施設であり、2015年に米軍から返還された約242haの広大な土地で、そのうち約100haが博覧会区域となります。長年にわたり土地利用が制限されてきたことから、農地や緩やかな起伏の草地など豊かな自然環境が広がり、南北に流れる相沢川、和泉川の源流部、谷戸地形等の貴重な自然資本が残っています。



## 輸送アクセス

- 周辺各駅からのシャトルバスによる輸送
- 空港や主要ターミナル発着場からの直行バス
- 会場外駐車場を確保  
「パーク＆ライド」



### 会場までのアクセス



## スケジュール

2022 2023 2024 2025 2026 2027 2028

・BIE認定・基本計画策定

・チケットプロモーション

・参加国招請開始

・会場整備着手

・開会

幸福感につながる人と植物のこれからの方を示し、自然共生社会の実現に向けた新たな暮らしのモデルを提案します。

## 多様な主体が創りあげる圧倒的な花と緑

### 主催者庭園

主催者による国際園芸博覧会のシンボルとなるガーデン。季節ごとに咲き誇る花の変化が楽しめる。横浜の歴史・文化も演出

### 屋外展

公式参加者（国や国際機関）や一般参加者が出演する庭園等。世界各国の多様な花き・園芸、造園技術や地域ごとの特色ある展出を体感

### 屋内展

生産品や屋内庭園、フラワーレンジメント、生け花、盆栽等の展示

### 日本国政府出展

- 日本が誇る文化や伝統とともに
- 今後の花と緑、農の在り方のほか、最先端の造園・緑化技術や農業技術等を世界に発信

## 多くの人々を惹きつける圧倒的で魅力的な空間を創出

### 主催者によるシンボル展示

来場者が「自分にとっての自然とのつながり方」を発見する展示体験を創出。バイオフィリア<sup>®</sup>の考え方のもと、リアルとデジタルの融合で、主として日本の植物資源の展示を開催する。

※人間が自然と交わりたいと望む本能的な欲求

## 技術の向上、産業の発展を促すコンペティション

- ・ 庭園及び花き等のコンペティションに加え、本博覧会独自企画のコンペティションを実施
- ・ 需要拡大・輸出拡大等による我が国の花き園芸・造園産業の発展を目指すとともに、多様な産業界が連携する枠組等も検討



## 自然環境を生かした会場

- ・ 自然環境ポテンシャルを取り入れた会場
- ・ あらゆる主体がつながり、将来につながる会場
- ・ 誰もが使いやすい会場

## これからの時代にふさわしい会場運営

- ・ 持続可能性に配慮した運営
- ・ 安全・快適の達成と感染症対策の徹底
- ・ ユニバーサルサービスの提供
- ・ ICTの積極活用



2023年1月現在 会場イメージ 今後の調整状況により変更になる可能性がある。

## 産学官・市民の連携

### Village

博覧会協会が設定するテーマに応じ、民間企業、教育・研究機関、市民等が共創してコンテンツを提供



### Farm to Table STREET

気軽に旅をするように、世界中の風景・食・文化、人とのふれあいを五感で楽しむ食体験事業



### Park Pavilion

本博覧会の趣旨に賛同する企業のビジョンを特徴ある魅力を備えた庭園とともに表現、新しい風景づくりを企業と実施

## コモンズを中心に展開する多彩な行催事

催事施設で行う開会式・閉会式、ナショナルデー・スペシャルデーをはじめ、会場内に複数配置した参加型交流拠点「コモンズ」における主催者や企業・自治体・市民団体等の多様な主体の催事により、参加者に楽しさや驚き、感動を与える、本博覧会のテーマを効果的に発信



## 参加と連携を促すコミュニケーション活動

開催前から、企業・団体・行政機関・市民等との連携を推進するコミュニケーション活動、SDGsの行動促進を目的とした教育活動等を展開

## グリーンインフラの実装

緑陰や風の道の形成、園路広場における緑間対留、蒸散作用、豊かな緑量の確保と緑のネットワークを形成



## 本博覧会のテーマ、活動の継承

会場の一部は公園として整備され、本博覧会の理念・テーマ等を継承・発展・発信する拠点となる。

『「みどり」で広がる暮らしの風景』をテーマに、多様な主体（利用者）の参画と連携により、自然と人をつなげ自然とともに生きる持続可能で多様なライフスタイルを醸成





### 気候変動と生物多様性の損失。

GREEN×EXPO 2027は地球規模の課題解決に向けて、世界の人々と共に具体的なアクションを創りだします。

## 幸せを創る明日の風景



# GREEN EXPO

博覧会  
体験の  
ポイント

思い思いの関わり方を持ち寄ってすべての人が参加できるEXPOです

思い思いにGREEN×EXPO 2027ならではの風景・体験を楽しむことが、グリーン社会の姿や自然と共に生きることについて考えたり、行動することにつながります。



地球と共に生きることや自然・植物の大切さを、驚きと共に発見。強く記憶に残る体験が待っています。



未来技術や植物を活用した体験などを通して、目指すグリーン社会の姿に触ることができます。



遊んだり、食べたり。ひとつひとつ博覧会体験に、気づき、学びにつながる、一步深い体験が得られます。



私たちが地球と共に生きるために、何が必要か、どのように暮らしていくべきか、イメージ的な映像や植物の香りなどから直感的に体験できます。



環境と共に生きる、私たち一人ひとりの未来を共に考え、つくりだしていくきっかけを見つけることができます。



公式マスコットキャラクター  
トunkutunk

# 地球と生きる準備をしよう



持続可能なグリーン社会を  
築くテクノロジーが集結。



涼しさと光の演出が創る、  
夜ならではのひとときを  
味わえる。



“命の根源”である植物。その真の姿に迫るテーマ館では、  
“地球環境の一部としていかに生きていくか”をリアルとデジタルで体験できる。

※掲載画像はイメージです



政府出展では、最高水準の日本庭  
いけばな、盆栽と共に、地球環境  
課題解決に向けた新技術に触れら  
れる。



## 1000万株の花と緑が集結

四季折々の花と緑が集い、豊かな自然や生物多様性を体感できる空間が広がります。  
会期初めには、約40種600本の桜が咲き誇ります。

花園によるヒーリング体験の中で、地球環境の明日を考える場となります。



# GREEN×EXPO 2027

## YOKOHAMA JAPAN



### 2027年国際園芸博覧会

横浜・上瀬谷 2027.3.19—9.26

International Horticultural Expo 2027, Yokohama, Japan  
City of Yokohama, Kanagawa Prefecture Mar.19-Sep.26 2027



### 「GREEN×EXPO 2027」とは

2027年に神奈川県横浜市(旧上瀬谷通信施設)で開催される国際園芸博覧会の略称です。「植物」、「花」、「緑」を総称し、「自然」、「環境にやさしい」という「GREEN」、国際的に共通する課題の解決に寄与する国際博覧会「EXPO」という語を掛け合わせ、これからの自然と人、社会の持続可能性を追求し、世界と共有する場であることを表現しました。日本では1990年の大阪花の万博以来37年ぶりとなる最上位(A1クラス)での開催で、BIE(博覧会国際事務局)認定の万博でもあります。



【テーマ】

### 「幸せを創る明日の風景」

Scenery of the Future for Happiness

横浜スタジアム約28個分、約100ヘクタールの広大なエリア

### 5つのVillageと3つのゾーン

瀬谷区・旭区にまたがる上瀬谷の広大な里山を舞台に、起伏のある地形や川の源流などの自然を生かし、市民や企業が出演する5つの「Village(ビレッジ)」と、花や緑の美しい風景が楽しめる3つの「ゾーン」を設けます。

#### Urban GX Village

脱炭素社会を目指して新たな技術を導入した未来の都市像を体感できます。

#### Craft Village

自然と共に生きる知恵と技が込められた、日本の伝統産業などの伝統知能を体感できます。

#### Farm & Food Village

健康を支える食と農が共生した生活と、その豊かさを実感できます。

#### Kids Village

これからの地域を生きる子どもたちが、遊びを通じて自然の大切さを学べます。

#### SATOYAMA Village

日本の里山像である里山を体感し、生物多様性の価値を再認識します。

#### 国際会議ゾーン

世界各国や国際的な花き園芸、造園企業による出展、世界の園芸文化、食農文化の多様性に出会う国際色豊かなゾーンです。

#### シンボルゾーン

GREEN×EXPO 2027のテーマを象徴するテーマ花ほか、花き品種、ガーデンデザインなどの多彩なコンペティションが開催される展示出展施設を設けます。

#### 日本ゾーン

日本政府による庭園及び屋内出展のほか、主催者による園芸文化展示、地方公共団体等による出展が集結、日本の園芸文化の発行に施されることになります。



開催場所

開催期間

神奈川県横浜市 旧上瀬谷通信施設

2027年3月19日(金)~9月26日(日)

公式SNS

公式ウェブサイト



X

Instagram

Facebook



X

Instagram

Facebook

お問い合わせ

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会  
045-307-2027 info@expo2027yokohama.or.jp



### GREEN×EXPO 2027

## YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月~9月 横浜・上瀬谷



2024年9月版